

00463

鳥取縣公報

昭和十五年六月十四日

第千百三十九號

金曜日

本報ノ大キサ國定規格A判

縣令

○鳥取縣令第四十五號

大正九年五月鳥取縣令第四十三號齒科醫師會規則施行細則中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年六月十四日

鳥取縣知事 副 見 齋 雄

第三條第二項中會務ノ狀況ノ下ニ「並別記第五號様式ニ據ル財產表」ヲ加フ
別記第五號様式

何郡齒科醫師會財產表 何年三月三十一日現在
市 縣

不動產ノ部

土地

種 類 反 別 所 在

鳥取縣公報 每週日發行

(休日ニ當ル時ハ翌日)

昭和十五年六月十四日 第千百卅九號

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

齒科醫師會議場敷地	何	平方米	何市郡何村町何々番地
同上 附屬地	何	平方米	同
何々	何	何	何
種 類	坪	數	構 造
齒科醫師會館	何	平方米	洋造二階建 何棟
附屬倉庫	何	平方米	同
表裏門	何	ヶ所	同
木 柵	何	米	洋 造
	同		同
			何市郡何村町何々番地
			所 在

揭示場	何	ヶ所	和 造	同
何々	何	何	何	何
何々	何	何	何	何
動 產	何	何	何	何
基 金	何	何	何	何
現 金	何	何	何	何
郵便貯金又ハ銀行預金	何	何	何	何
公債證書	何	何	何	何
株 券	何	何	何	何
合 計	何	何	何	何

告 示

◆鳥取縣告示第四百二十九號
 價格等統制令施行規則第三條ニ依リ鳥取縣養蠶業組合聯合會ニ對シ桑條剝皮ノ販賣價格左ノ通指示

昭和十五年六月十四日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

桑條剝皮ノ販賣價格

乾燥程度水分一〇%以下ノモノ一貫ニ付六十六錢
引渡場所 省線各驛渡

鳥取縣告示第四百三十號

價格等統制令施行規則第三條ニ依リ鳥取縣漁業組合聯合會ニ對シ石花菜類ノ販賣價格左ノ通指示セリ

昭和十五年六月十四日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

石花菜類販賣價格 (產地倉庫渡)

- 一、天草乾草 一貫 九圓六拾錢
- 二、天草汐拔乾草 同 拾圓六拾五錢
- 三、天草晒草 同 拾壹圓七拾貳錢
- 四、オゴ草乾草 同 貳圓五拾錢

鳥取縣告示第四百三十一號

氣高郡勝谷村ノ青年學校ノ校數及位置ヲ昭和十五年四月二十日付左ノ通り指定セリ

昭和十五年六月十四日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

校數	位置	就學區域
壹校	氣高郡勝谷尋常高等小學校ニ併設	勝谷村一圓

鳥取縣告示第四百三十二號

氣高郡酒津村ノ青年學校ノ校數及位置ヲ昭和十五年三月三十日付左ノ通り指定セリ

昭和十五年六月十四日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

校數	位置	就學區域
壹校	氣高郡酒津尋常高等小學校ニ併設	酒津村一圓

鳥取縣告示第四百三十三號

氣高郡美穗村ノ青年學校ノ校數及位置ヲ昭和十五年三月三十日付左ノ通り指定セリ

昭和十五年六月十四日

校數	壹校	位置	氣高郡美穗高等尋常小學校ニ併設	就學區域	美穗村一圓
----	----	----	-----------------	------	-------

◆鳥取縣告示第四百三十四號
 氣高郡逢坂村ノ青年學校ノ校數及位置ヲ昭和十五年三月三十日付左ノ通り指定セリ
 昭和十五年六月十四日
 鳥取縣知事 副 見 喬 雄

記

校數	壹校	位置	氣高郡逢坂高等尋常小學校ニ併設	就學區域	逢坂村一圓
----	----	----	-----------------	------	-------

◆鳥取縣告示第四百三十五號
 氣高郡末恒村ノ青年學校ノ校數及位置ヲ昭和十五年六月十二日付左ノ通り指定セリ
 昭和十五年六月十四日

校數	壹校	位置	氣高郡末恒高等尋常小學校ニ併設	就學區域	末恒村壹圓
----	----	----	-----------------	------	-------

◆鳥取縣告示第四百三十六號
 氣高郡中郷村ノ青年學校ノ校數及位置ヲ昭和十五年五月十五日付左ノ通り指定セリ
 昭和十五年六月十四日
 鳥取縣知事 副 見 喬 雄

校數	壹校	位置	氣高郡中郷高等尋常小學校ニ併設	就學區域	中郷村一圓
----	----	----	-----------------	------	-------

◆鳥取縣告示第四百三十七號
 氣高郡正條村ノ青年學校ノ校數及位置ヲ昭和十五年三月三十日付左ノ通り指定セリ
 昭和十五年六月十四日

00470

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

校 數	位 置	就 學 區 域
壹 校	氣高郡正條尋常小學校ニ併設	正 條 村 一 圓

◆鳥取縣告示第四百三十八號
 氣高郡東郷村ノ青年學校ノ校數及位置ヲ昭和十五年三月三十一日付左ノ通り指定セリ
 昭和十五年六月十四日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

校 數	位 置	就 學 區 域
壹 校	氣高郡東郷尋常小學校ニ併設	東 郷 村 一 圓

◆鳥取縣告示第四百三十九號
 昭和十二年海軍省令第十號ニ依リ昭和十五年度後期甲種飛行豫科練習生ヲ左ノ要項ニ依リ徵募セラ

00471

昭和十五年六月十四日 鳥取縣知事 副 見 喬 雄

計 算 期 日	年 齡	出 生 期 日
昭和十五年十二月一日現在	滿十六歲以上 滿二十歲未滿	自 大正九年十二月三日 至 大正十三年十二月二日

制 限 ナ シ	(二) 學 歴
(三) 學 力	

第一 志願者ノ資格
 (一) 年 齡
 第一 志願者ノ資格
 (一) 年 齡
 第二、志願書提出期日

中學校第三學年終了程度以上ノ學力ヲ有スル者
 志願者ハ左ノ書類ヲ昭和十五年七月十七日迄ニ到達スル如ク市町村長ヲ經由知事ニ提出スベシ
 (一) 昭和十五年度後期甲種飛行豫科練習生志願書 (様式第一)
 (二) 寫 真 一 葉 (様式第二)

志願書提出前六ヶ月以内ニ撮影セル半身脱帽手札型寫真ノ厚台紙付 (覆裝ナキモノ)
 表面餘白ニ本籍地氏名 (氏名ニハ振假名ヲ附ス)
 ヲ白署シタルモノ

(三) 學業成績證明書

最終修學ノ學校長ヨリ本學年ヲ通ズル學業成績證明書ニシテ成績順位ヲ記載シタルモノ

第三、徵 募 檢 査

徵募檢査ヲ分チテ身體檢査、學力試驗、口頭試問トシ學力試驗及口頭試問ハ身體檢査合格者ニ就
 キ之ヲ行フ

一、身 體 檢 査

志願者檢査場參集年月日及時刻

檢 査 場 所

檢 査 區 域

昭和十五年七月二十二日
 午前七時三十分

米子市中町
 米子青年學校

米子市、西伯郡、日野郡

同 年七月二十三日
 午前七時三十分

鳥取市寺町
 鳥取青年學校

鳥取市、岩美郡、八頭郡、氣高郡
 東伯郡

二、學力試驗及口頭試問

試 驗 場 所

志願者試驗場參集年月日及時刻

試 驗 科 目

鳥取市東町
 縣立鳥取第一中學校

昭和十五年八月二十日 午前七時三十分	代數、國語漢文、作文
同 年八月二十一日 午前七時三十分	幾何、化學、日本歷史
同 年八月二十二日 午前七時三十分	物理、英語、地理
同 年八月二十三日 午前七時三十分	口頭試問

第四、入隊時線上檢査

昭和十二年海軍省令第十號第十九條ニ規定スル檢査ハ昭和十五年九月末ニ線上ケ實施シ該檢査ヲ
 受クベキ者ハ之ヲ入隊時線上檢査受檢者トシテ霞ケ浦海軍航空隊ニ出頭セシメ其ノ結果ニ依リ採
 用スベキ者ハ引續キ入隊セシメラル

第五、入隊期日及場所

昭和十五年十月一日午前九時

霞ケ浦海軍航空隊ニ入隊

第六、受檢者ノ注意

- (一) 志願者ハ參集時刻檢査場ニ必ズ到着シ檢査官ノ指揮ニ從フコト
- (二) 檢査前日ハ必ズ入浴シ身體ヲ清潔ニ爲シ且安眠スルコト
- (三) 自己ノ被服、所持品等整頓ノ爲風呂敷ヲ用意シ來ルコト
- (四) 晝食、鉛筆、ナイフ、消ゴムヲ携帶スルコト
- (五) 尋常小學校六年以上ノ通信簿青年學校手帳、中等學校通信簿若ハ之ニ準ズルモノ又ハ學業ニ
 關スル書類ヲ持參ノコト

(様式第一)

昭和十五年度後期甲種飛行豫科練習生志願書

一、本籍地 何縣 何市 何町 (村) 大字 何 何番地 (屋敷)

一、現住地 本籍地記載例ニ依リ記入スベシ
本籍地ト同一ナルトキハ「本籍地ニ同ジ」トスベシ

一、戸主トノ續柄 戸主何某何男 (弟)

一、志願者氏名 何 某 (右側ニ振假名ヲ附スベシ)

一、出生年月日 大正何年何月何日

一、希望兵種 甲種飛行豫科練習生

一、修學程度 何學校卒業 (何學校第何學年修了若ハ在學)

一、現職 業 何 々

一、現居住地ニ移轉年月 何年何月 (志願書提出前六月以内ニ移轉シタル者ニ就キ記入ス)

一、海軍志願兵令第二十七條各項ニ該當セズ

右甲種飛行豫科練習生ヲ志願致度此段出願候也

昭和十五年 月 日

現住地 何縣 何市 何町 (村) 大字 何 々番地 (屋敷)

親權者又ハ後見人 何 何 何 何 何 何

志願者 何 某

戸主 何 某

某 某 某

印 印 印

鳥取縣知事 副 見 喬 雄 殿 (様式第二)



◆鳥取縣告示第四百四十號

價格等統制令第三條第一項ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年六月十四日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

- 一、組合ノ名稱及地區
(イ) 名 稱 鳥取縣雜穀業組合
(ロ) 地 區 鳥取縣一圓
- 二、構成員タル資格
地區内ニ於テ雜穀類ノ販賣ヲ業ト爲ス者
- 三、統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日
(イ) 額

種 別	銘 柄	單 位	販 賣 價 格	
			卸 賣 價 格	小 賣 價 格
大 豆	滿 洲 青	小 卸 賣	一七、一九	〇、四二
同	間島改良二等	小 卸 賣	一八、二六	〇、四四
同	朝 鮮 三 等	小 卸 賣	一八、二九	〇、四八五
同	朝 鮮 四 等	小 卸 賣	一八、一四	〇、四八

(ロ) 實 施 ノ 日
昭和十五年六月十四日

- 四、認可ニ附シタル條件
1 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

2 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ
 ◆鳥取縣告示第四百四十一號
 價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル粕取燒酎、冷凍メキシコ蝦、製綿ノ販賣價格左ノ通指定ス
 昭和十四年九月鳥取縣告示第六百十三號中製綿ノ價格ハ之ヲ廢止ス
 昭和十五年六月十四日

鳥取縣知事 副 見 喬・雄

粕 取 燒 酎 販 賣 價 格

種 別	規 格	單 位	卸 賣 價 格	小 賣 價 格
粕 取 燒 酎	アルコール分三〇度以上	一斗詰 一壺	二五、〇〇	二七、〇〇
同	同	一升詰 一壺	二、七〇	三、〇〇
同	同	量賣 一合	—	〇、三〇

- (一) 規格ニ該當セザル燒酎又ハ生産者名ヲ明記セザル燒酎ノ價格ハ右價格ノ半額以下トス
- (二) 本表價格ハ本縣内生産粕取燒酎ノ價格ニシテ他府縣ノ生産ニ係ルモノニ付テハ當該生産府縣ノ價格ニ運賃諸掛ノ實費ヲ加算シタルモノトス

冷 凍 メ キ シ コ 蝦 販 賣 價 格

冷凍メキシコ蝦 (無頭)		種別	單位	販賣價格	備考
卸賣價格	十貫			一一〇、〇〇	
小賣價格	百匁			一、三二	

卸賣價格ハ賣方庭先渡價格トシ小賣價格ハ賣方庭先渡及持込價格トス

製綿販賣價格

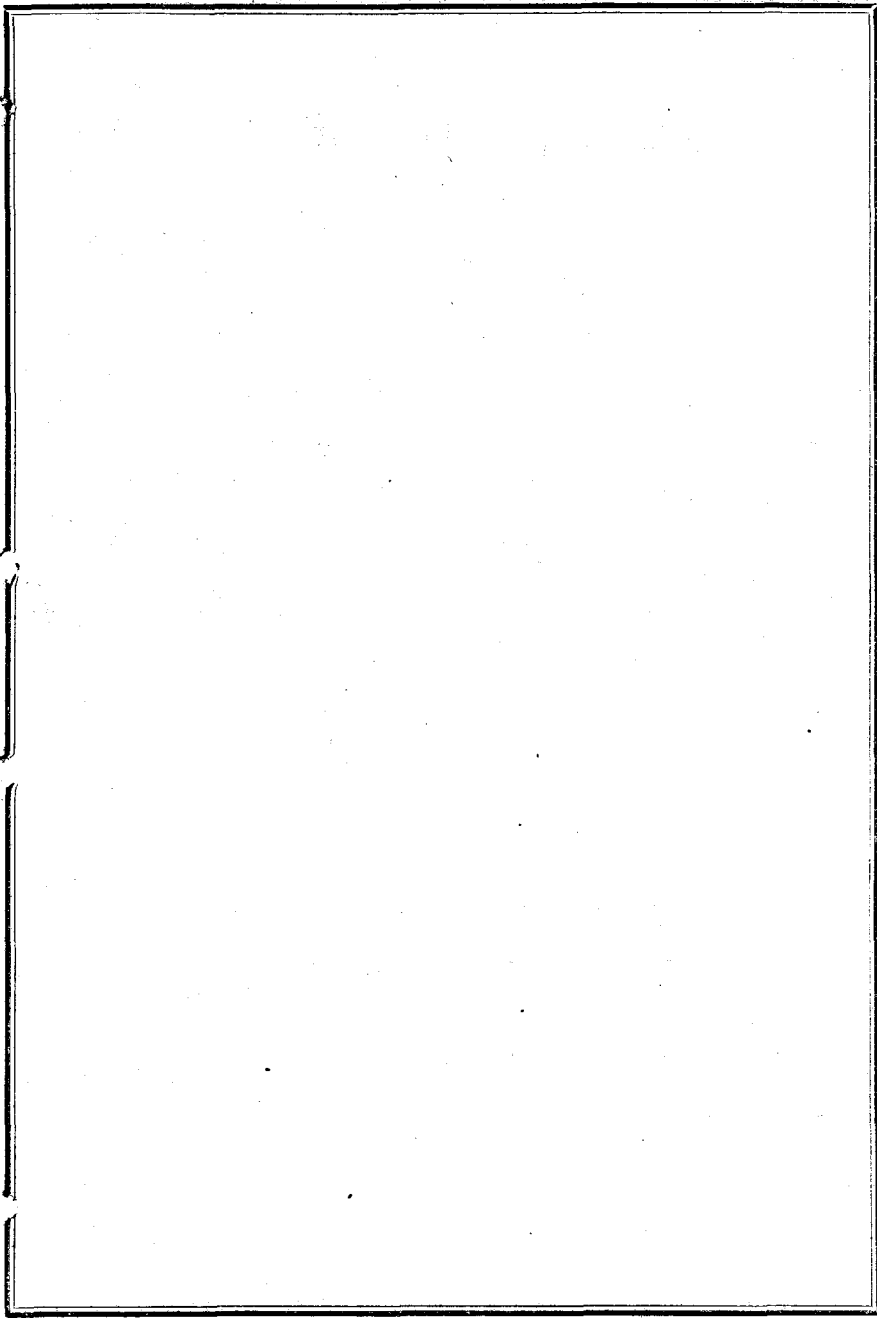
種別	混綿割合	單位	卸賣價格	小賣價格
蒲團綿一號品 (カード機打)	棉花(線綿) 落綿ノラツト物 落綿スカツチ彈一等物	一貫匁	九、六九	一一、一四
同 (二號品)	棉花(線綿) 落綿フラツト物(線綿) 落綿フラツト物(線綿) 晒カード振一等品	同	七、八五	九、〇三
同 (廻切機打)	棉花(線綿) 落綿フラツト物(線綿) 落綿スカツチ彈一等物	同	九、三九	一〇、八四

正誤

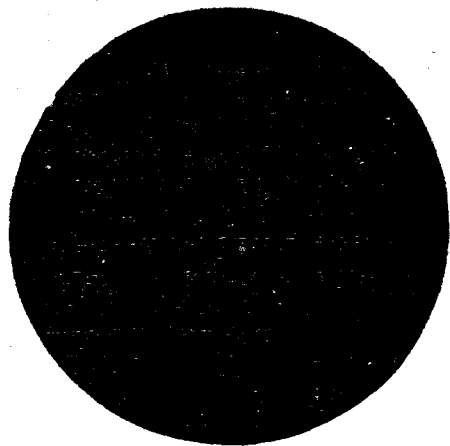
中入綿一等品	中入綿二等品	同 (二號品)
棉花 一〇割	棉花(線綿) 落綿フラツト物 晒綿 フラツト物	棉花(線綿) 落綿フラツト物(線綿) 晒カード振一等品
同	同	同
一二、三二	一〇、七四	七、五五
一四、一七	一二、三五	八、七三

昭和十五年五月鳥取縣公報第千百三十四號鳥取縣告示第三百九十三號中左ノ通正誤ス

頁	行	誤	正
一	八	同	同
二	一	同	同
同	二	同	同
		同	同
		同	同
		同	同



報 特 變 事



舉國一致
盡忠報國
堅忍持久

彙 報 第五十八號

目 次

- 農産物検査法に就て……………(農産課)二一頁
- 經濟統制違反と當局の態度……………(經濟警察課)二二頁
- 戦時節米報國……………(時局課)二六頁
- 新年度の國民貯蓄に就て(承前)……………木内次郎三一頁
- 國民貯蓄獎勵局長……………(社會教育課)三五頁
- 青年學校の本質(二)……………(林務課)三九頁
- 紀元二千六百年記念縣民一齊報國造林……………(時局課)四〇頁
- 昭和十五年度鳥取縣天引貯蓄方策……………(社會課)四二頁
- 鳥取縣社會事業委員會の設置……………(水産課)四三頁
- 銃後奉公全國傷痍軍人大會……………(時局課)四三頁
- 滿賣却代金二割以上の天引貯蓄……………(社會課)四四頁
- 紀元二千六百年奉祝銃後奉公所誓大會……………(社會教育課)四五頁
- 節米並家庭榮養料理講習會……………(時局課)四六頁
- 米一粒で御奉公……………(時局課)四六頁
- 節米方法懸賞募集……………(時局課)四六頁

燃ゆる心・貯蓄して示せ



農産物検査法に就て

元來農産物は機械的に生産される生産物とちがつて、主として天然力の支配の下に、而も非常に廣汎な場所を生産せられるものであるから、氣候風土が異なる毎にその品質の差が甚しく、検査によつてこれが規格を統一することは非常な困難を伴ふ仕事である。然し今日のやうにその生産物の集散が廣範圍に行はれる時代に於ては、これを放任して置いては取引に當つて標準が統一してゐないため全量を一々點檢せねば買買が出来ぬこととなり、遠隔の地の者相互間が取引することは困難であるばかりでなく、大量的取引も殆ど不可能であつて取引の上の不利不便は非

常なものである。依つて各府縣に於ては既に古くからその經營による農産物の検査事業が漸次行はれるやうになり、今日では主要な農産物については大部分この府縣營に依る農産物検査が行はれるに至つてゐる。

抑々農産物の検査とは各種の農産物についてその包装とか量目とかの外形を統一し、且つ内容である品位を適當な等級別に區分して商品としての一定の規格を定め、之に依つて農産物の價值を高め、同時に取引の合理化を圖らうとするものであるが、今日のやうに各府縣で夫々の府縣令によつて規格の定め方や検査の方法をきめてゐるのでは全國的に見てその統一や適確を期することは不可能であり、従つて農産物検査の目的を達することは甚だ困難である。例へば縣によつて或る品種の三等米と他の縣の同じ品種の三等米との品位が必ずしも同一でなく、又縣によつては縣產品の販賣政策上量目を増やすとかその他種々な作爲が行はれる場合もあり、或は等級についても四等まできめて居る縣もあ

れば五等まで定めてゐる縣もあるといふ具合である。

こんな風であるからこれを府縣の検査にばかり任せて置くことは國策上種々な不都合があり殊に最近の時局に際しては米穀及麥類等の重要農産物については、食糧政策の立場から相當徹底した生産配給の施設を採る必要があるもので、今回新に農産物検査法が制定せられたのである。

- 1 この國營の検査法の要點を擧げると
米穀、麥類及び菜種についてはすべて現行の道府縣營検査を廢止して國の農産物検査所に於て之を行ふこととなつた。
- 2 検査の方式は従來道府縣に依つて生産検査と移出検査の複式検査を施行してゐたもの、或は單式検査を施行してゐたものもあつて區々であつたが、これを總て單式検査に統一した。
- 3 差當り米穀、麥類及び菜種に就てのみ國營検査を行ふ關係上、現に道府縣に於て行はれ

てゐるその他の農産物の検査の施行に支障を生ずる虞があつて、當該道府縣から希望あるときは前記三品目以外のものについても國の検査所に於て之を引受けて之が検査を行ひ得る。

現在各道府縣に於て検査を施行しつつある農産物は六十餘品目に達して居るのであるが、この内僅かに主要なる三品目のみについて國營検査を施行しようしてゐるのは、農産物検査事業が非常に煩雜なものであるため、これは順次に實施して行かうとするものであつて、施行品目の擴張は都合に依つて何時でもこれを行ひ得ることになつてゐる。



經濟統制違反と當局の態度

戰時經濟に入つて物資・勞力・資金等に亘つて

廣く統制が行はれてゐるのであるが、之は支那事變勃發直後に國民經濟の運行を確保するため輸出入の統制、重要物資の配給及び消費の統制に關する各般の措置を講ずる要があるとの見地から立案せられた「輸出入品等ニ對スル臨時措置ニ關スル法律」によつて實施せられ始めたのであつて、先づ臨時輸出入規則が公布せられ、次いで消費規正として物資の使用制限や製造制限が行はれると共に、配給の統制が強化せられて來た。従つて統制を第一次直接に受けた者は各種の工業者であり、そして經濟現象が物價に集約表現せられるといはれてゐる通り、かやうな統制の結果は結局物價の統制強化に移行して販賣業者が二次的に統制を受けるに至つたのである。

△ 現下經濟の統制のための非常立法の尤なるものは前掲「輸出入品等ニ對スル臨時措置ニ關スル法律」と、これに基いて何々制限規則、何々統制規則として公布せられた數十の商工省令で

あつて、その中で輸出入に關する違反については、三年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金といふ刑罰があり、其の他の製造・配給・讓渡・使用・消費に關するもの違反には一年以下の懲役又は五千圓以下の罰金が伴ふこと、及び價格等統制令の如く國家總動員法に基く勅令に依る者に對しては三年以下の懲役若しくは五千圓以下の罰金又はその兩者の併課といふ罰則が存してゐるのである。

△ ところで等しく經濟の統制と云つても資金統制・勞力統制、又は輸出入統制等についてはその性質上違反が少いといつてよいのであるが、物の製造・配給・讓渡・使用又は消費等に關してはそれが隱密の裡に手取り早く犯し得るのと關係當事者の利害の或る共通點があるのと、殊に財産的利得を伴ふと云ふ魅力がある爲に違反の數が頗る多いのである。

經濟統制が本格的に實施せられ出して以來最近に至るまで、罪狀比較的重しとして警察から

00486

検事局へ送致せられた違反者の数は約五萬人とされてゐるのであるが、經濟警察の手で取調を受けた者の数が恐らく右送局者の数十倍に上つてゐることは容易に知り得るところである。

△ 抑々統制が始められた當時に於ては、統制をする方も不慣れであり、統制される方の側は更に不案内であつて、法令の趣旨等も充分理解し得なかつたため、違反者であることの認識もなく知らず／＼の裡に法に觸れたものもあつた。然るに統制も愈々各方面に及び、その方法も漸次定型し來り、業者に於ては自分の關係のある統制法規の大体に通ずるやうになると、法に觸れることを了知しながら私利のために違反を敢てするといふ不埒なものが現れ始めた。しかもその違反の方法が進化し巧妙になつて來て、甚しいのは法規の不備缺陷を見つけてそれを巧みに利用して法網を潜るに至つた。

酒の公定價格が決定されるとその代金額の値上げはしないで公定價格の範圍内であるけれど

も、その代りに水を加へて品質を低下して實質上の値上を圖るとか、鶏卵を買ひに行くときも公定價格があるために別の品を添へてでなければ賣つてくれぬ。しかもその別の品といふのが筵棒に高いといふ所謂抱合せ販賣とて脱法行為の典型的なものがあるとか、又價格違反の證據を残さぬやうに今まで通帳に記載して月末拂であつたものを現金拂に改めるとか、實に馬鹿々々しい目に多くの人は逢はされてゐるのである。今や關取引の悩みは萬人の憂ひでなければならぬ。

△ 違反の發展的經過が右のやうであるとすればこれに對處すべき取締當局の態度も同様發展的ならざるを得ないのは自然の數であらう。統制の初期に當つてはその遣り方に於ても亦これは周知徹底方法に於ても決して満足すべきものではなかつたので、その違反につき經濟警察としては防犯に力を注いだ。従つてその違反者の處分として寛大であつた。徒らに國民を處罰す

00487

ることは統制そのものを嫌惡せしめると云ふ逆効果を生ずべきことを虞れ、極めて温情を以て臨み、違反が國策遂行の支障となるべき所以を了解せしめ、進んでこれに協力せしめることに寧ろ重點を置いたのである。

このことは起訴率の低い點や、判決の言渡の殆ど全部が罰金刑であつて、體刑を受けた者が曉天の星の如く寥々たるものであつた點に如實に現れてゐる。

△ 然るにその後の違反の情況は、温情ある親心を知らぬかの疑を挾ませるに充分であつた。即ち違反の數に於て増加の一途を辿り、しかもその方法が巧妙といふよりも惡辣化して來たのみならず、違反によつて得る利益が大であるために少々の罰金刑を受けても介意するに足らぬといふ打算的な考へを起したのもあつたやうである。一度處刑を受けながら短い期間に再び檢舉される者の數も漸く増加して來た。斯様に法を蔑視するの傾向を取締當局に於て

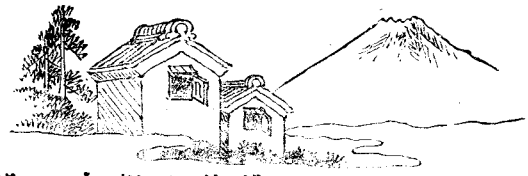
看取したのみならず、民間の學者や心ある營業者の方からもこれを指摘せられた。茲に取締方針は強化徹底に移行せざるを得なくなつたのであつて、前時代を温情主義といふならばこれを嚴罰主義とでも名づくべきであらう。即ち起訴率の漸騰と體刑言渡數の著しい増加がその間の消息を雄辯に物語つてゐると思はれる。

△ 抑々統制は一應自由に對する觀念であつて、一種の方的強制である。そして苟くも統制を企てた以上は其の徹底的勵行が要請されるのであつてもし勵行が出来ないとすれば即ち統制の自殺である。その勵行の最後の保障は刑罰であつて、實に刑事政策は統制經濟の分野に於て重要な役割を持つものであり、司法に課せられた大きな責任であると云はねばならぬ。このことは或る意味に於て、一般犯罪に比較すべからざる程度の重要さを持つものと信ずる。ドイツの價格統制違反は極度の嚴罰を以て臨んで居り、その一例として昨年開戦當初ベルリ

ンの某ホテルのレストランで戦時物價に違反し不当價格で食事を提供して三千萬マルクの罰金に處せられ、それが警告的に新聞紙に掲載され全國のレストランが競つて自肅自戒し、飲食店が嚴重な統制に服するやうになつたと傳へられてゐる。

△

温情主義といひ嚴罰主義と云つても、單なる公式的のものではない。惡質のものにも寛大であるとか、惡質ならざるものにも必ず嚴酷であるとか云ふ意味ではない。要は嚴罰に値するものが多くなつて來たので全体的に見て嚴罰を原則とするといふ謂であらうと思ふ。恕すべき點に眼を閉ぢ、酌量すべき事情を無視するといふのではない。物質不足が高度化し生活必需品の配給不圓滑に原因し、己むなく陥つた輕微な違反をも公式的に絶對に酌量を拒むといふのではない。現に警察で取調を受けたものの數十分の一のみが検事局に送致せられ、その又何パーセントが起訴されるに過ぎないことを忘れては



戦時節米報國

▽

滿洲事變につぐ支那事變と大規模な戦争を續け乍ら、我國の衣食住については諸外國が不思議に思ふ程餘裕を保ち得た事は、天恵と相俟つて我國民が全力を盡して努力して來た賜であります。然るに昨昭和十四年は西日本及び朝鮮に大旱害が起り米の著しい

減收が報せられるに及んで、米は衣食住といふ我々の生活のうちで最も大切であるだけに朝野を擧げての重大問題となつたことは誠に遺憾なことです。このことは極く最近まで我國民の主食である米が、幾多の問題はあつたにしても殆ど不安なく内外地を通じて自給され、時には餘剰を生ずる位生産されてゐたため、國民は常に食糧だけは大丈夫との考へに慣らされ、萬一の場合に對して萬全の策を講じてゐなかつたといふことにも原因してゐるのであります。

戦時の食糧問題をもつと眞劍に考へるならばそれは戦場の飛行機、戦車の動力たるガソリンのやうなものであつて、戦線は勿論銃後國民にとつて缺くべからざるものです。だからガソリンの確保のために思ひ切つた政策が採られるやうに食糧についても思ひ切つた政策が採られなければならぬといふことを國民自身考へるやうな態勢が出来ねばなりません。この態勢がなくてはたとへ政府當局が政策を實施しても、關取引或は脱法行為等のためにその効果を擧げる

ことが出来なくなるのです。この態勢がおりさへすれば國民は當局の政策に呼應して進んで増産を圖るとともに、特に目前の消費について全幅の熱意を以て節約、調整を心懸けるに至るのであります。

▽

食糧はかく重要でありながら、我國民の多くが餘りにも無關心であり、他人ごとのやうに放任してゐたのは、前記の通り我國が最近まで食糧の生産が満ち足りて何等の不安もないやうな有難い状態にあつた爲です。そこでこれを深く考へれば、食糧の殆ど大部分は農林業水産業の如く自然的條件によつてその生産を左右されるものですから、生産の時季、生産の期間、生産の方法等がよく適合せねばならないだけでなく更に氣象の如何によつて大いに支配されるのであります。

殊に現在の如く戦時下にあつては自然的條件だけでなく、勞力の不足、肥料の不足、農業用資材の不足等によつて生産額は自ら制限される

に反し、その消費は軍需用はおくとしても諸産業の擴充につれて著しく増大するため、需給の間に著しい懸隔を生ずるに至ります。従つて食糧問題はこの需給の調和といふ點に集中されるのであります。消局的部面ではあるが、そこに節米報國運動の如き消費合理化運動の實踐されなければならぬ大きな意義があるのであります。

▽

節米運動は消費の合理化運動としての意義を持つものですが、全國民に消費慾望を自制さす點も多々あるので、全國民が協心戮力するのでなければ決して達成出来ません。

今一椀の飯について強い慾望のあるとき、これを他人の身を思つて節するといふことは多くの人にとつて非常な努力を要します。然しながらこの報國運動は、このやうな他を思つて自己の慾望を自制するといふ大乗的な態度がない以上達成することは出来ません。そこで節米報國運動は消費階層に對する米尊重觀念の徹底を第

一とし、更に量的方面から消費の合理化を行ふものとして展開されたのであります。前者については「新穀感謝祭」「神饌田奉仕」（たなま）「一手末運動」等が實施されてゐるのであります。

量的方面からの消費合理化としては「白米食廢止」「七分搗米食の勵行」「代用食」「混食の勵行」等がまず一般に擧げられて居ります。白米食の廢止は先般の搗精制限令の如きものだけでは極めて不十分であつて、結局大部分はどうしても國民大衆の自發心に俟たねばなりません。

代用食、混食にしてもその通りで、當局が「麥を混せろ」「うどんを食へ」といつたところで或はその指示に従はせるだけの雜穀類は供給出来ないのでありませう。しかしこの場合、だからと云つて當局の指示は出鱈目だといふことは當らないと思ふ。丁度肥料の配給不足の上に食糧の増産を要求する場合のやうなもので、矛盾してゐることは充分承知です。しかしその矛盾の上に更にかくせねばならないのが戦時なのであ

ります。肥料を多くやるから増産しろ、雜穀はいくらでも配給するから米を節約しろ、といふのは全く平時の状態です。我々の食糧は米が不足するなら雜穀を、雜穀も不足するなら豆類、薯類を、それも不足するなら根菜類をと、あらゆる多能な處に横轉して求められなければならぬ。これが戦時だ。事態に應じていくら食糧の程度が低下してもやつて行けるとの心構へさへ出来たら、それでこの問題は成功といへませう。

▽

食糧問題の解決は右のやうに官民一體の下に眞剣な努力に依つてなさなければならぬに拘らず、その努力が今日に至るもなほ一般に不徹底なのは國民がかかる重要な問題を單に當局に一任して省みないだけでなく、或は配給業者のなすがままに放任するとか、更にその責任の大部分を食糧の生産者である農民にのみ轉嫁し、消費大衆自らが積極的にその解決に當らないためでもあります。先に述べた食糧確保がガソリ

ンと同じ程度の重要性があるにも拘らず、一般國民にその重要性が認識されてゐないことと思ひ合せることが出来る。これは由々しきことといはねばならない。今こそ全國民が一體となりこの解決に當らなければならぬ時と考へます。

▽

このやうに節米運動は認識されるべきであります。この趣旨は單に米のみならず全食糧について考へらるべきものです。米のみが決して食糧の全部でないこともよく了解されなくてはなりません。

更に節米運動について誤解され易い點は前述の量的節約についてであります。節米といつたところで單に量を制限するのではない。量的にはあくまで無駄の排除、合理的消費であつて、代用食、混食も當然營養の見地から検討されねばならない。國民體位を低下せしむるが如き、或は國民の士氣を沮喪せしむるが如き點まで行くことは慎まなければなりません。

00492

榮養の見地は右の通りであります。経済的見地はまづ第二義として取扱はれねばならない代用食、混食が経済的に損だからといふ見地から勵行されないといふことであつてはならない。勿論當局に於ても眞剣に節米を考慮するならば米穀と雜穀との値開き等のことも考へて代用食混食の經濟化を計るべきであります。その以前に於て多少の經濟的得失はさて置いて國策に協力といふ大乗的態度がとらるべきであります。我國のやうにその食糧の消費統制の困難なる國に於ては、昔の如き徹底したる減食、停食の如きは斷じて行はれないやうに、豫め全國民の全努力が必要であることを強調するものであります。肇國以來食糧について殆ど心配を感じたことのない我國民が、現下の食糧問題の如きに對し解決策を失ふと云ふことでは、肇國精神を滅するものと考へなければなりません。

このやうに節米による報國運動を考察するとこの運動は全國民のすべてが協心戮力すべきも

のであることが、はつきりと了解せられると信ずるのです。

殊に我國は肇國以來 天皇の聖業として萬民に食を足し、安んじてその處を得しめ給ふ恩召があり、國民もまたこの聖業に協心戮力し奉るることによつて、何等食糧については心配なき日本國家が打建てられて居るのであつて、このことは萬世代々の渝ることなき悠久日本の姿であると信ずるものであります。而してこのことは臺灣、朝鮮の如き外地の加はることによつて、一層躍進したことを思へば、今後滿洲、支那が日本と一丸となつて進むとき、この聖業は更に一層強く躍進せしめらるべきであると信じます。この洪大無邊なる聖業の達成に協心戮力し奉る處の節米報國運動は、我等全國民の最も重大視しなければならぬことであります。

今や我國は戰時下に於て、この食糧問題の解決についての非常な努力を要する事態に遭遇してゐるのですが、我國民全部の協心戮力さへあれば、我國今日のやうな食糧問題は必ずや容易

00493



新年度の國民

貯蓄に就て

國民貯蓄奨勵局次長 木内 四郎

◆天引貯蓄の強行

本年度の貯蓄奨勵の方針を定めるに當つては我國現下の金融經濟の實情にかんがみ、購買力を成るべく速に吸収し且つ長期にわたつて抑制

に解決さるべきものであることは當然のことです。我等は我親愛なる同胞のすべてを擧げて 上御一人の限りなき聖業の進展に協力し奉ることを最も光榮ある責務として、滅私奉公のため满腔の熱意と努力をなすべきことを強調してやまぬものであります。

することが最も緊要であること、巨額の資金を蓄積せねばならぬことから見て、國民貯蓄奨勵委員會は天引貯蓄、能力貯蓄、繼續貯蓄の三項目を掲げ、また更に別の意味からこの光輝ある年を記念するため記念貯金を加へて四貯蓄を提唱してゐるのである。

即ち本年度の貯蓄奨勵に當つては、先づ何よりも第一に購買力を成るべく速に貯蓄に向はしめ、通貨が轉々として物資の消費を伴はぬやうにするために、能ふ限り廣く天引貯蓄を強行することが必要である。しかしてこの天引貯蓄はその實行の比較的容易な俸給、給料、賃金、手當賞與等については従來ともある程度まで行はれてゐたのであるが、これ等支拂の際に天引し得るものに限らず、配當、利子、地代、家賃、賣上金または臨時的収入等についても各々その收入の際に自ら優先的に天引して貯蓄を勵行するやうにしたいと思ふ。

この天引貯蓄も法律によらぬ以上結局各人の自律自戒にまたねばならぬのであるが、しかし

00494

全然個人の自由に放任して置いたのでは目的を達することが出来ないから、會社、工場、鑛山方面等に對しては陸海軍部、道府縣警察當局、鑛山監督局、稅務署等の協力を得てその有する權能を最大限度にかつ集中的に活用し強行するやうにして行きたい。

また輿論を喚起し、社會の空氣を醸成することも大切であるが、農林水産關係團體等はなか／＼強い力を持つてゐるから、その力を利用して農林水産物の賣却代金から天引を實行し、また貯蓄組合もお互に相戒め相勵まして天引貯蓄を強行して貰ひたいのである。

◆能力貯蓄の徹底

貯蓄獎勵運動開始以來、各人の能力に應じ能ふ限り多額の貯蓄を實行するやう各種の對策を講じて來たのであるが、實際上はまだ遺憾の點が少くないのである。

或は有産階級は却つて不熱心だといふ聲も屢々聞かしく、また國債をもつと買つて貰ひたいといふやうなことも聞くのである。これでは眞に

貯蓄増加の實效を擧げることにも出来ないし、また購買力抑制の目的を達することにもならぬから今後は一律に貯蓄額を定め、または申譯的に少額の組合貯蓄をするといふやうなことなく各人の収入狀況資産狀況および家庭の事情等に應じ個別的に貯蓄力を測定して能力一杯の貯蓄を實行させる方法を一層徹底しなければならぬ。

なほこの能力測定に當つてはその人の消費の狀況により一層適確に貯蓄力を測り得る場合があるから、貯蓄額は収入を標準とするにとともに消費をも標準としてこれを定めることが必要である。この意味からいつてたとへば多額の商品券を買つたり贅澤品を購入したりする者、または一定金額以上の遊興や歡劇をなす者等には、その機會に國債や貯蓄債券をあはせて購入せるとか、また一定金額の貯蓄をさせるのも一案である。

勿論その效果の萬全を期するためには法律によらねばならぬが、たとひ法律がなくとも方法を研究してやつて見ればいる／＼な意味で相當

00495

の效果を收めることが出来ると思ふ。また資力ある者がその資力に任せて消費を行ふのを、そのまま放置すれば一般の貯蓄獎勵運動にいろいろの悪影響をおよぼすから、この意味からいつても有産階級に對しては組合貯蓄の増額、國債購入の勸奨をなすなど、特に強力に貯蓄の實行を求めて行きたい。

◆貯蓄繼續の勵行

購買力抑制のためには能ふ限り速かに資金を吸収すると共に、一度吸収した貯蓄は長期にわたり續行して貰ふことが必要である。また貯蓄獎勵運動開始以來すでに相當多額な貯蓄が出來てゐる點から見ても、この貯蓄が購買力として作用することを防止することが必要になつて來てゐる。

そこで今後は一般的に貯蓄の持久繼續を勸奨し、各種貯金の期限到來するものに對しては極力これを繼續實行せしむるやうにせねばならぬ國債の郵便局賣出しや貯蓄債券の賣出し等により、證券保有の習慣は漸次一般大衆におよび、

貯蓄の繼續に少からざる效果をもたらしてゐるが、證券投資に當つては國債、貯蓄債券その他確實なるものを選ぶやう健全なる投資の指導に努め、また今年度から實施される郵便官署等に於ける國債貯蓄等の無料保管制度を利用して、郵便局賣出し國債、貯蓄債券等は必ずこれが保管を委託させるやうに指導勸奨し、その繼續保有を圖ることに行きたいと思ふ。

◆記念貯蓄の實行

本年は恰も光輝ある紀元二千六百年に當るので、皇國の隆昌を奉祝しかつ記念する意味をもつて金融機關、各種團體においては本年を第一歩として、誕生貯金、入學貯金、結婚貯金、家産造成貯金等諸種の目的を掲げた二千六百年記念貯蓄を考案實施し、たとへば今年五百五圓二十四錢を据置の郵便貯蓄にして置けば紀元二千七百年には一萬圓の財産が出來るとか、今年一萬圓を据置きの郵便貯金として置けば百年後の二千七百年には十九萬七千九百二十五圓あまりになるといふやうなことも家産造成の計算の一

例である。

また各金融機關においては税制の改正による影響等を考慮し、積極的に新規貯蓄方法を考慮して貯蓄の便宜を圖るなど、資金吸収の方法につき一段の努力を傾注し、大衆殊に殷賑産業關係従事者の購買力吸収に一層有効適切なる各種の貯蓄方法を考究實施して貰ひたいと思ふ。

◆貯蓄組合の充實

貯蓄組合は貯蓄奨励の核心をなすもので、協力一致貯蓄成績の向上を計るため極めて有効な手段である。殊に組合貯蓄においては出來得る限り源泉で天引する方針をとつて居り、また特別の事由ある場合の外拂戻を制限してゐるので貯蓄としての効果が極めて大きいのである。

そこで前年度來組合貯蓄増加の運動を起した結果、昭和十四年末現在で組合數五十八萬三千餘、加入人員三千五百十八萬人、貯蓄現在額は十一億一千五百餘萬圓に上りほゞその目的を達成したのであるが、本年度においても引續き一層貯蓄組合の充實強化を圖ることが必要である

しかして組合貯蓄の充實を期するためには特に前記天引貯蓄、能力貯蓄、繼續貯蓄の趣旨を採り入れてこれを強行し、また前年度來實施して來た貯蓄奨励實行委員の制度をさらに擴充強化し、その活潑なる活動を促す等あらゆる方法を講ずることが必要である。

◆戦時生活の推進

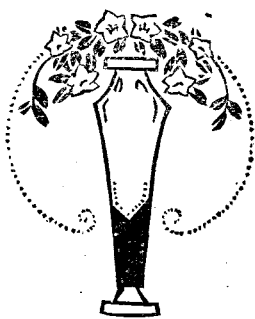
以上本年度貯蓄奨励に當り特に力を注ぐべき點を略述したのであるが、この際消費節約、貯蓄實行には國民の戦時意識を徹底させることが絶対に必要な先行條件であるから、内外の事情殊に時局下における財政經濟の實情を一層國民に滲透せしめ、國民精神の緊張を圖ることが必要である。また本年度は物資動員計畫に基づく民需物資の縮減は不可避とされてゐる。一方貯蓄増加の目標額が引上げられ税制改正による租稅負擔が加重されてゐるので、物價騰貴を別にしても國民の消費は相當切り詰められねばならぬ實情にあるのである。

假に主税局から發表された國民所得昭和十四

00497

年二百五十五億一千八百萬圓、昭和十五年二百七十八億二千九百萬圓をとり、租稅負擔を昭和十四年三十三億九千三百萬圓、昭和十五年四十五億四千四百萬圓と假定すれば、昭和十五年百二十億圓の貯蓄を増加するためには十四年度に比し十億圓以上の國民消費を縮減する覺悟を持たねばならぬ計算になるのである。従つてこの事態の下において百二十億貯蓄を實現し、物資需給の調整、物價抑制の目的を達成し、もつてわが國經濟の運行を確保するためには國民は眞に滅私奉公の覺悟をもつて生活の切下を斷行し戦時生活を推進せねばならぬ。しかもこの生活の切下げ、戦時生活の推進は、その實效を收むるためには多く團體の力によつて行はねばならぬと思はれるから、各種の團體はそれ／＼戦時生活の具體的實施事項を定めてこれを斷行し、もつて消費節約と貯蓄増加の團體的實行を促進して貰ひたい。

x x x



青年學校の本質

【一】

前號に於て、青年學校の教育は知識人や技能人を目的とする教育ではなくて職場々々でその中堅となつて働く國民を作る教育、國家の總力を高めるための教育であると云ふことについて述べましたが、これと同じ意味から青年學校では教科も、「教授及訓練科」と云つてゐるのでありまして、教授と訓練とは決して分離した教科ではなく、教授しながら訓練し、訓練しながら教授するものなのであります。そしてこの「教授及訓練」の科目は「修身及公民科」「普通學科」「職業科」「教練科」の四科目でありまして、尙女子には「家事科」普通學科には「体操科」がありますが、要するに纏めて申します

この四つしか教授及訓練科目は考へられて居らないのであります。併しこれは時間が少いかから四つしかない云ふだけではないのでありまして、修身及公民科にしても修身科と公民科を分割する従来の教育のやり方に對してこれを綜合して、日本國民としての一つの精神の持ち方を中心として居るのであります。普通學科についても國語、數學、理科、地理といふ風に獨立した科目を見ないで、實際の教授では分割して教えられるとしても、それは綜合した「普通學科」の一部面として教えられるべきものであります。そしてその一つ一つが「教授及訓練」としての實務的國民教養を目標とする全體中的一部分なのであります。即ち四つの科目は教育の便宜上分けてあるに過ぎないのであります。

是等の點が又一般の學校と餘程姿が變つて來るのであります。少くとも青年學校に於ては此の四つの大きな科目のどれか一つを採つた場合でも、その一つを持ち上げるにつれて下からあとの三つの科目が直ぐ付いて引上げられて來

るのであります。結局一箇の日本青年としての資質全體を具へさせる爲の各々關聯した四つの科目なのでありまして、それが獨立してどれか教えられればよいと云ふやうな種類のものではないのであります。

御承知のやうに今までの學校教育は、例へば一つの學校を開設して、好きなやつはそこに來て聽け、嫌いなやつは來なくてよろしい、そこに來て聽くにしても教員の喋べることは理解出來るやつは理解する。理解出來ないのは理解出來ないやつが悪いのだ、と云ふ教育であつたのであります。

大學などは其の典型的なものでありまして、小學校の教育とはまるで逆であります。小學校でさう云ふ様な態度を執る先生があつたら先生の方が落第であります。斯う云ふ教育が青年教育、中等教育と云ふ方にまで普及されて來た風があるのであります。青年學校で夜電氣をつけて、先生が教壇に立つて、そこに生徒が來

る。來ないやつがあれば來ないやつが悪いので來ても眠つてゐるやつがあれば眠るやつが悪いのだ、といふ風では青年學校の教育は成立しません。

青年學校の生徒は現實に國家生活を營んで居るのでありますから、その青年を向上せしめ實力を養つて、さうして國家全體の發展の基礎を作つて行かうといふ所に青年學校の目標があるのであります。若し教場で其の教育が出來なければ教員は教場の外でも田圃の中でも何處にでも出てやらねばならぬのであります。此處に青年學校の教員の素質とか待遇とか、或は數の問題があるのであります。今はそれには觸れま

すまい。要するに青年學校の教育は其所までにならねばならぬのであります。従つて教授時數の二百十時、百八十時と云ふのは、その通りにせよと云ふのではないのでありまして、多いのになると五百時、六百時、更に一千時を突破するやうなものも出來て參ります。但し一千時突破と云ふやうなものについて

は、是は果して青年學校と云へるかどうか、寧ろそれは實業學校となるべきものとも考へられますが、とにかく教場外の授業を考へると時數についても相當の弾力性があり、又學級組織といふやうなことについても具體の場合に應じて適切な方法が執られることになる譯であります。

又青年學校の教育の特徴としては、教員自身について特別な弾力性が認められて居ります。從來教員については其の教育の最低限度を保證する爲に、教員資格が非常に嚴重に守られてゐるわけでありまして、青年學校についても或る程度以上の者に資格があるのであります。さう云ふ有資格者のみを以て青年學校教育が充分に出來るとは必ずしも考へられないのであります。場合に依つてはさう云ふ教員としての形式的な資格を離れて、特別な人を參加せしめる必要も考へられてゐるのであります。工場の側で云へば、假令學歷は無く字は碌に讀めないでも其の技能を指導して貰ふことが必要な場合があ

りませう。工場ならずとも青年指導について卓抜なる見識を有し實力を有する人を頼んで青年を指導させることが望ましいのであります。さう云ふ人々にも充分参加して戴けるだけの弾力性を大いに考へて、一般の學校には見られない教員組織を作り得るやうに成つて居るのであります。それは職工であらうと、青年團の人であらうと、在郷軍人であらうと少しも差支へはないのであります。各々其の特徴に應じて青年學校中に取り込んで青年指導に當つて貰ふ。それも非常に窮窟に考へずに、次第によつては生徒を其の人の所に連れて行つて話を聴かせて貰つてもよいのであります。唯無内容に放任的に、生徒が勝手なことが出来るやうでは困るからそこにはやはり指導的な企畫と、指導者が付いて居ることが要求せられてゐるのであります。

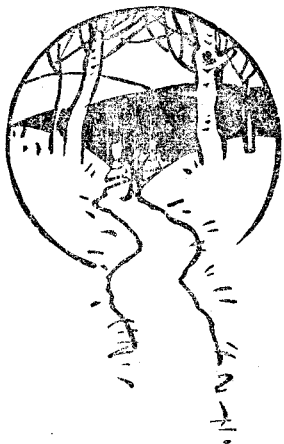
それからもう一つ、青年學校では「心身を鍛錬す」と云ふ字句が目的の中に入つて居ります生徒は丁度この鍛錬に適するやうな年齢に達して居ります。それから教育の目的とする所が所

謂知識人を作ると云ふことでない、國民の資質を錬成して行くのである。此の錬成と云ふことが非常に重視せられて來るのであります。つまり各學科の背後には國民的鍛鍊、國民的錬成と云ふことが基調となつて流れて居るわけであり、それで教練の側からのみ此鍛鍊を見た場合に教練に重點が行きすぎ、又技術的の方面からのみ此の鍛鍊を考へた場合に技術教育に走り過ぎるのであります。それで、鍛鍊と云ふのは青年學校全体を通ずる基本的なものである青年學校教育の基調であるといふことを考へなければならぬのであります。

畢竟するに青年學校教育の狙ひ所は、廣い意味に於ける國防力の増加であります。兵力の増強のみでもなく經濟力の増強のみでもなく、總てを綜合した國防力の増加にあるのであります。現在の國家形態は國防の國家であります。國家の總力を擧げて國の組織を一つに纏めて立つて行く。個人の場合には國家と云ふ一つの生活體の中に相保つて行けるのであります。が、國際間

には何も無いのでありますから、國家が國家として立つ場合には是は如何なる國に對しても國防的な意味を持つた國家であります。この國防國家としての力の増強のためには國民の精神力、國民の技術的な力、又國民の體力、何れも其程度を高め、又現實の兵力其のものも強化されなければならぬ譯であります。其の一般的な國防力の増強に役立つ青年を作ることが青年學校の目的でありまして、其の中の特殊部面について日常生活が行はれるわけでありまして、其の特殊部面を通じてそれ等の國防力が發揮せられるといふ所に教育の重點があるわけであり

× × ×



紀元二千六百年記念

縣民一齊報國造林

日支事變勃發以來四ケ年月を迎へ、興亞聖戰遂行に國民一致協力して邁進を要する折柄、國民精神總動員運動の一端に資すると共に併せて森林資源の殖増培養ともなり、更に本年は最も意義深き紀元二千六百年に相當するので、縣では肇國以來悠久實に二千六百年燦として輝き、嚴として搖ぎなき萬邦無比なる御稜威の彌榮を壽ぎ奉る奉祝記念として縣民一齊報國造林の實施を極力奨励することとなつた。

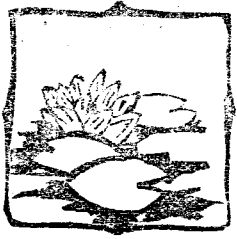
00502

此の造林は、其の趣旨に鑑みて苗木は縣に於て育成したものを本秋無償にて市町村經由で下付せられるので、市町村民は一人一本必ず植栽することを原則とし、市町村長は次の要項に準據して計畫を樹立し、苗木下付の申請書を七月十五日までに知事宛提出せられたい。

- 一 施行主體 部落、學校、青年團、處女會 其の他適當と認められる團體
- 二 造林樹種及數量 杉三萬本、扁柏八萬本 赤松十七萬本、黒松二萬本 計三十萬本
- 三 造林面積 集團造林とすること
- 四 造林本數 市町村の人口と同數
- 五 造林方法

- 1 造林地の選定 成るべし市町村有林地(私有、社寺有林地でも宜い)であつて、常に公衆の目に觸れ易く、且保護手入れの容易に行はれる場所を選定すること
- 2 苗木の配布 縣から無償で交付される但し送料は申請者の負擔である
- 3 造林期日 本年十一月三日の明治節を

- 4 中心として施行すること
- 植樹 國民精神總動員運動の趣旨に基き、市町村民の勤勞奉仕作業に依つて次の順序で行ふこと
- イ 集合 ロ 宮城遙拜 ハ 皇軍將兵感謝黙禱 = 植樹實行
- 五 保護撫育 造林地には之を表示する標識を立て、毎年一回以上關係者總員出勤し適當なる手入れ(下刈、枝打、間伐等)を實行して地方に於ける代表的美林として將來の収益は公共又は公衆の用に宛てること



昭和十五年度 鳥取縣 天引貯蓄方策

本縣本年度貯蓄目標額達成のためには、前年

00503

度の實績に鑑み「昭和十五年度鳥取縣國庫貯蓄奨励方策」に基いて計畫實施中であるが、貯蓄奨励を一段と推進し實績の向上を圖る爲には一般生産物は固より、廣汎に涉つて天引貯蓄を強行することは最も適切なることである。依つて縣精動委員會では左の要項に據り關係各方面と連繫を密にして所期の目的に邁進することになつてゐる。

- 一 天引貯蓄率 一割以上とすること。
- (註、天引貯蓄とは給料・賃金・代金等に付支拂者に於て引去り貯蓄せしめる場合、及び個人取引其の他凡ゆる収入を得る際収入者自ら率先天引して貯蓄する場合を謂ふ)
- 1 一般生産物は昭和十四年度初頭に比べて二割乃至三割の昂騰を示してゐるから、地方産業並に生活の實情を考慮して高率を定めること。
- 2 一般産業其の他時局の影響に依り収入が増加してゐる方面に對しては、特に業者の

- 3 官公署、學校、會社、工場等團體生活の箇所には勤勞者の地位や家族の状況等を考慮し、團體として一割以上となるやう立案すること。
- 二 貯蓄方法
- 1 天引貯蓄は収入の源泉に於て實施することが最も最も有効適切であるから支拂の際引去りの方法を講ずること。
- 2 一般生産物の販賣は成るべく各種の組合を利用し、組合に於て引去りの方法を講ずること。
- 3 各種組合を利用しない場合であつても、同業者等の申合に依つて各自に於て天引貯蓄を勵行すること。
- 4 商工業者等原材料に相當の資金を要する向に於ては利益の一割を勵行すること。

- 三 貯蓄組合の活動
- 1 天引貯蓄は組合貯蓄とし、組合規約に依つて處理すること。

2 旅館、料理屋、置屋、理髮業等の許可營業者及び従業者等も各組合委員會等の申告せをなし貯蓄組合に加入をなし、或は職業別貯蓄組合を結成して勵行に力めること。

3 市町村に於ける町内部落の貯蓄組合は職場別貯蓄組合と連絡を密にし、未加入者の根絶、貯蓄の奨励に努力すること。

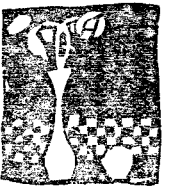
4 山林伐採、運搬業、土木事業等の就勞者であつて、相當收入が増加してゐる者に對しては事業主と連絡して天引貯蓄の勵行に努めること。

四 各方面との連絡提携

1 市町村長は各種生産販賣團體や其の他の營業者團體、事業主等との連絡の中心となつて天引貯蓄の勵行を期すること。

2 縣内に在る行政、經濟、教育或は警察等の各種機關と連絡して協力を求めること。

x x x x x



鳥取縣社會事業

委員會の設置

本縣では縣下社會事業の普及徹底とその進展を期する爲、去る六月十一日附鳥取縣告示第四百二十二號を以て、鳥取縣社會事業委員會規程を公布し、委員を銓衡任命してその目的達成に努めることとなつた。

この委員會は社會事業法第九條の規定に依つて制定せられたものであつて、委員は三十名内外と定められてゐるが、これが銓衡は縣の關係職員及び地方に於ける學識經驗ある者の中から知事に於て任命又は囑託せられることとなつて居る尙幹事及び書記を社會事業法擔當の社會事業主事、屬若くは社會事業主事補の中から知事より任命せられる筈である。

x x x x x



銃後奉公全國

傷痍軍人大會

來る六月十八・十九日の二日間奈良縣畝傍町に於て、軍事保護院及び大日本傷痍軍人會主催の下に「銃後奉公全國傷痍軍人大會」が開催せられ、特に第二日なる六月十九日は紀元二千六百年奉祝會の主催により、折から橿原神宮に御參拜遊ばされる 秩父宮殿下の台臨を仰いで開催される「紀元二千六百年奉祝銃後奉公祈誓大會」に參列して殿下の御親閲を仰ぐ豫定になつてゐる。

銃後奉公全國傷痍軍人大會は、傷痍軍人として其の地位に鑑み、會で砲煙彈雨の間を得たる貴重なる體驗を基として、銃後奉公の第一線に活動するの思念を涵養しようとするものであつて、この參會者は大日本傷痍軍人會各支部代表者百三名であるが、本縣よりは

米子市陰田町 長谷川 勇
岩美郡浦富町牧谷 安田千賀藏

の二名が參列することになつて居り、又第二日なる十九日はこの外に奈良、大阪、京都の地元及び隣接支部から五百名の参加があることになつてゐる。

x x x



爾賣却代金二割

以上の天引貯蓄

縣では國民貯蓄に關して凡ゆる方面凡ゆる方法で之が實行方を極力奨励してゐるが、更に本年度の貯蓄増加目標額四千萬圓達成のためには農山漁村の貯蓄を強行しなければ所期の目的達成は困難と認められるので、縣下八百十一の養蠶實行組合に對し通牒を發して近く收購せら

れる春蘭の賣却代金中から二割以上の天引貯蓄
 を實行せしめることとなつた。
 尙ほ養蠶實行組合長は市町村當局、産業組合
 其他金融機關、部落内貯蓄組合等と協力して
 各組合員に右の趣旨を充分徹底せしめ、各組合
 員から必ず二割以上を天引させ之を取纏めて貯
 蓄することになつてゐる。

× × ×



紀元二千六百年奉祝
 銃後奉公祈誓大會

別項一六月十九日に行はれる「紀元二千六百
 年奉祝銃後奉公祈誓大會」は、紀元二千六百年紀
 元節に當つて賜つた詔書を奉體して紀元二千六
 百年の嚴肅なる意義を肝銘し、八紘一字の皇謨
 を崇仰して今次聖戰の意義を闡明すると共に、
 現下世界を擧げて變局に當つて東亞に於ける新

局面に即應し、愈々皇國の使命達成に邁進すべ
 き銃後國民の精神を更張して其の決意を一層鞏
 固ならしめ、尙此の紀元二千六百年奉祝の國民
 的感激と銃後の赤誠とを戦線に傳へて彌々戦線
 銃後協力の實を擧げやうとするものであつて、
 主催者は「紀元二千六百年奉祝會」であるが、
 これが参加團體は

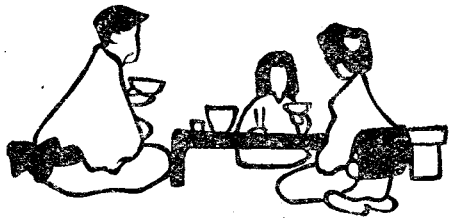
恩賜軍人援護會、市町村銃後奉公會、帝國在
 財團軍人會、大日本傷痍軍人會、全國市町會、
 全國町村長會、海軍協會、海防義會、大日本
 警防協會、大日本青年團、大日本聯合女子青
 年團、愛國婦人會、大日本國防婦人會、大日本
 聯合婦人會、大日本航空婦人會、日本赤十字
 社、恩賜財團濟生會、中央教化團體聯合會、
 全日本方面委員聯盟、産業報國聯盟、農業報
 國聯盟、壯年團中央協會、大日本少年團聯
 盟、大日本海洋少年團、帝國少年團協會、中央
 社會事業協會、帝國教育會、修養團、全國神
 職會、神道教派聯合會、佛教聯合會、日本基

督教聯盟、選舉肅正中央聯盟、中央報徳會、
 産業組合中央會、帝國農會

の三十六團體であつて、國內に於ける各層主要
 團體を網羅し、後援機關として内閣紀元二千六
 百年祝典事務局、内閣情報部、外務省、内務省
 陸軍省、海軍省、文部省、鐵道省、厚生省及び
 奈良縣があり、國民精神總動員本部、日本放送
 協會、其他新聞通信關係の協賛による大會で
 ある。

而してこの大會は紀元二千六百年奉祀會總裁
 秩父宮殿下台臨の下に官幣大社橿原神宮に於
 て、八紘一字の理想達成、皇軍將士の武運長久の
 祈願祭を行ひ、且橿原神宮外苑グラウンドに於
 て紀元二千六百年紀元節に當り賜りたる詔書（
 殿下御捧讀）の聖旨に答へ奉る趣旨の宣誓をな
 し銃後國民精神の宣揚を期するものである。

× × ×



節米並家庭

營養料理講習會

戰時食糧報國運動の中
 も節米は特に重要であるか
 ら之が炊爨の技能を修練し、
 併せて時局下の營養料理に
 關する實力を向上して、銃

後家庭生活の安定と國民保健の徹底を期するた
 め、先づ學校及び婦女團體の指導者に對して之
 が講習を實施することとなり、鳥取縣、鳥取縣
 女教員會、鳥取縣婦人會が主催者となつて家政
 營養研究所の木内清三郎氏を招いて混食、代用
 食、營養料理に關する講習會を開くこととなつ
 た。受講者は鳥取縣女教員會員及び婦人會、處
 女會の指導者又は幹部であつて、開催日時、會
 場は次の通りである

六月 十六日 鳥取市立高等女學校
 同 十七日 鳥取高等女學校
 同 十八日 八頭高等女學校
 同 十九日 氣高郡寶木小學校
 同 二十日 倉吉高等女學校
 同 二十一日 米子高等女學校
 同 二十二日 根雨高等女學校
 同 二十三日 米子高等淑徳女學校

何れも午前九時より午後四時まで、但し交通機關其の他の狀況に依つて多少變更される場合がある。



米一粒て御奉公
 節米方法懸賞募集

節米運動の國策に臺所奉公——縣及び大毎鳥

取支局では、共催の下に七分搗米、半搗米、混食代用食、雑炊、粥食の實際、炊爨方法、榮養の改善、飯米の無駄排除、其の他色々の節米方法に付き各家庭で實行されてゐる秘術の實際、或は素晴らしい思ひ付きを大毎紙上に公開し、又縣では全家庭の参考に資し、五十萬縣民協力して戰時食糧の充實確保を期するために節米方法を懸賞募集することとなりましたので、節米に少しでも役立つ事柄に付て奮つて應募して下さい。尙募集要項は次の通りであります。

- △用紙 ハガキ
- △宛先 縣時局課節米係
- △住所姓名明記 (住所匿名は其の旨記入のこと)
- △佳篇 十點に薄謝贈呈

六月十二日發行「週報」並ニ「寫眞週報掲載」内容左記ノ通

寫眞週報第百二十號掲載内容

- 一 表紙 都會の憂鬱を歌ひ飛ばすビルガール
- 一 積亂雲を衝いて重慶
- 一 滿洲から石油が出たー阜新油田
- 一 爆發した歐洲の新戰場ー獨軍マザノ線突破
- 一 暮米御飯は如何ー茨城縣下妻女學校節米實踐
- 一 新中國海軍に更生新銳艦
- 一 日支の若き血は躍るー北京日華合同運動會
- 一 岩手山麓にいななく若駒ー種牡馬の卒業試験
- 一 土俵の意氣で御奉公
- 一 讀物ページ
- 一 ○歐洲戰爭の教訓ー支那事變に處する心構へ
- 一 ○近く開設される戰時生活相談所とは
- 一 ○船員の胸に輝く海の金鷄ー顯功章
- 一 ○茶漣に染んだお茶摘みの記
- 一 ○文部省推薦映畫ー歴史
- 一 ○海外小話
- 一 ○寫眞週報問答

週報第百九十一號掲載内容

- 一 最近現地の治安狀況 (陸軍省 情報部)
- 一 健康保險法の改正 (保 險 院)
- 一 列國に於ける建艦狀況 (海軍省海軍軍事普及部)
- 一 イタリアの動向 (外務省 情報部)
- 一 二千六百年史抄 完 (菊 池 寛)

五月末國債額調へ

五月末現在額

五分利公債	一、八六、九八、〇〇
甲號五分利公債	三九、六五、三〇〇
第一回四分利公債	一六四、三一、三五〇
第二回四分利公債	九四、三五、〇五〇
四分利公債	八二、八〇、〇七五
三分半利公債	一三三、七〇、四五〇
四分半利國庫債券	七五、〇〇、〇〇〇
四分利國庫債券	三、〇七、〇四三、五〇〇
三分半利國庫債券	八、六二、五六、一五〇
支那事變國庫債券	七、二六、九九、五〇〇
支那事變特別國庫債券	二、五〇、〇〇〇
支那事變引國庫債券	一〇三、五〇、〇〇〇
支那事變計	三、五四、七四三、三七五
第一回四分利英貨公債	九一、三七、二五八

五分利付英貨公債	三三、六九、四九八
第三回四分利英貨公債	一〇五、四三、五三六
六分利付英貨公債	二〇一、一四八、二四
五分半利付英貨公債	一〇八、五三、九〇二
南滿洲鐵道株式會社英貨社債	三九、〇五、〇〇〇
計(英貨債)	七六八、〇二四、二一〇
六分半利付米貨公債	二〇〇、八〇八、八二四
五分半利付米貨公債	二五、七六六、三三〇
計(米貨債)	三二六、五九五、〇五四
四分利付佛貨公債	一六〇、九八四、二六〇
外國債計	一、二五五、六〇三、六三四
合計	三、七九六、二四六、九九九
大藏省證券	
米穀證券	四七六、八一七、六五一
蠶糸證券	

昭和十五年六月十四日印刷
昭和十五年六月十四日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市高都正村大字古海支所
印刷所 鳥取縣鳥取市高都正村大字古海支所